原発避難生活史:山形編(2)避難生活と帰還、不確かな将来 -原発避難者訴訟の陳述書をもととした量的考察-

髙橋 若菜・小池 由佳

V. 避難生活中の苦悩・失ったもの

本稿第1編で論じたとおり(高橋・小池, 2019)、原発事故の衝撃は、被災者の生活状況や、家族のあり様を一変させた。避難により、ひとり親世帯(=母子避難)は急増し、三世代世帯は解体され、単身世帯が急激に増加した。激変する生活環境、社会との関係、家族関係の中で、当事者たちは、どのような葛藤や苦しみを抱えたのか。何を失ったのか。以下に、データを見ていきたい。

1. 葛藤・苦しみ (問 61)

図 41 によれば、避難生活を続けることについて、多様な葛藤、苦しみが、いずれも極めて高い割合で析出されている。

最も高いのは、「経済的負担」で、6割が該当した。付随して、日常生活の費用の増大、貯金の取り崩しも5割にのぼった。本避難前に最も高かった懸念は、金銭的不安増への不安であったが(Ⅲ.8)、それがまさに現実のものとなったことがわかる。

なお、区域内避難でも、27.4%の対象者が「経済的負担」を挙げた。家族構成や就労状況等の条件により、経済的苦境の度合いに世帯差が出ていると推測される。

とはいえ、不安や葛藤は、全体に区域外避難の多い山形県(および2県合算の区域外避難)において高く析出されている。二重生活となるが補償や賠償がなく、著しい金銭的負担に絶えなければならなかったという事情が、様々な不安や苦痛、葛藤を増幅させている。子育てにおける苦労も46.0%、家族分離に伴う孤立感38.6%など、区域外ならではの悩みも極めて深い。

そうした区域外避難特有の不安や葛藤は、命綱

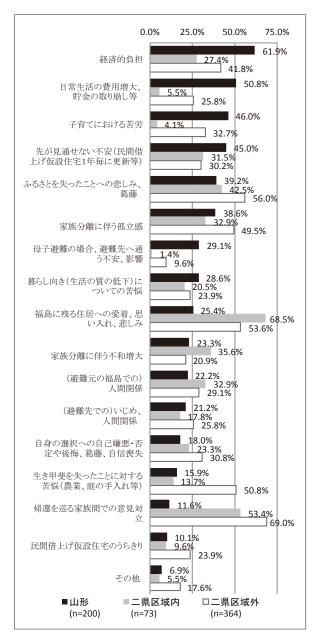


図 41 避難生活を続けることの葛藤・苦しみ

である民間借上げ住宅の不安定さや打切り(山形県では45.0%)により、さらに増幅している。なお、陳述書が作成された時期は、民間借上げ仮設住宅打ち切り発表の前後にまたがっている。この

^{*} 新潟県立大学教授

ため、回答時期により、民間借上げ住宅の打切り、 民間借上げ住宅の一年更新による不安、引越できないことによる困難といった回答に分かれているが、全体としてみれば、多くの避難者が、民間借上げ仮設住宅の打切りや不安定さに苦しんでいるという結果になる。

一方、山形県、2県合算の区域内外の区別を問わず高かったのは、「ふるさとを失ったことへの悲しみ、葛藤」である。いずれも 4-5 割に及んでいる。区域内避難者にとって、文字通り、根こそぎふるさとが奪われた。しかし区域外避難も、また別の意味で「ふるさと」が奪われたことを、データは示している。一見何も変わらない、大好きなふるさとから自らを引き離さなくてはならず、また疎外されていく苦しみである。「後悔、葛藤、自信の喪失」を抱えたと回答した区域外避難者が3割を超えたことは、その証左でもあろう。

なお、「帰還を巡る家族間での意見対立」は、 山形県では1割強だったが、2県合算では区域内 外とわず5割を超え、より距離が遠い新潟県の方 が葛藤が高かった様子が窺える。

2. 男女別(問 45, 48)・母子避難中の父親(問 47)の喪失感・苦痛

一口に喪失感や苦痛といっても、多様である。 男女別ではどのように違っているのだろうか。図 42 によれば、男性で最も高かったのは、「妻と子 どもと離れ離れになることを強いられた」で、5 割を超えた。続いて「移動に伴う苦痛・危険」も 4 割を超えた。「妻や子ども、家族との仲が悪く なった」も 26.1% におよぶ。

一方区域内では、「退職、転職を強いられたこと」(46.8%)、「やりがいがある仕事の喪失(変化)に伴う苦痛」(45.2%)が突出しており、給与の減額、庭仕事などの生きがいをできなくなったなども多い。なりわいをはじめ生活基盤を根こそぎ失うことによる喪失感・苦痛の深さが見て取れる。

こうした喪失感や苦痛の結果、「ストレスによる心身の不調」が、全体、区域内外を通じて約3割から4割と、高く析出された。家族との不仲(26.1%)、職場や地域コミュニティでの差別やいじめ、孤立(8.1%)など人間関係の難しさも窺えた。

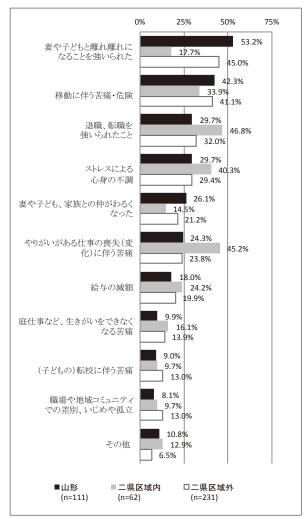


図 42 避難男性の苦痛・喪失感

続いて、避難女性の喪失感・苦痛を、図43に見ていこう。女性の場合、区域内外を問わず、最も高く析出されるのは、「ストレスによる心身の不調」である(山形県では56.5%)。ただし、その理由は区域内外でやや違いがみられる。

山形県および区域外避難の場合に特徴的なのは「夫や子どもと離れ離れになることを強いられた」(42.4%)、「(子どもの)転校に伴う苦痛」(35.9%)、「夫や家族との仲が悪くなった(一時的なものも含む)」(29.4%)といった、家族の関係変化に関連する事柄である。さらに、職場や地域コミュニティでの差別、いじめや孤立も2割強に及び、日常に身近な関係において、喪失感が大きい。

他方、区域内避難は、「やりがいが有る仕事の 喪失に伴う苦痛」(58.3%)「退職、転職を強いら れたこと」(58.3%)といった、仕事に関連する 事柄による喪失感・苦痛が高い。

ところで、「移動に伴う苦痛・危険」も、全体

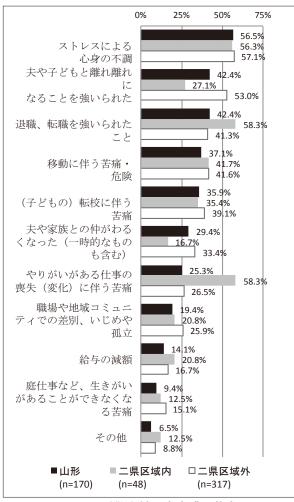


図 43 避難女性の喪失感・苦痛

で3割に及び、区域内外を問わず高い。女性による運転の頻度や距離も、確かに増えているが、母子避難の場合は、移動する夫を慮ってのこともあろう。

次に、母子避難中の父親を対象として、その苦悩や困難をもう少し深く探っておこう。図44によれば、最も高く析出されたのは、やはり「妻、子どもと離れる苦痛」(75.4%)であった。「経済的な負担増」の割合も、71.3%に及んだ。

しかし困難や苦痛は、経済的な事柄に留まらない。とりわけ区域外避難者にとっては、「肉体的な負担増、疲れ」も66.1%に及んだ。妻子には会いたいが、疲労は蓄積する。「雪道の恐怖や事故の危険」もある。実際、移動中に事故に遭った父親もいた。自由記述には、「毎日コンビニ弁当やレトルト食品を食べなくてはいけない苦しみ」「出産に立ち会えなかった」「子供の日々の成長を一緒に感じられない苦痛」なども綴られた。幸福な家庭生活を奪われた苦しみが如実に顕れている。

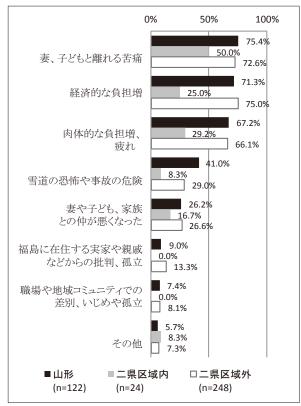


図 44 母子避難の父親の苦悩

3. 経済的困難 (問 53, 59)

避難生活における葛藤が最も高いのは、避難生活による経済的困難・出費増加であることは前述した。具体的に、どのような経済的負担が増していたのであろうか。

図 45 によれば、「二重生活に伴う食費や光熱費の増加」「面会のための交通費」が 6 割を超えた。付随して「引っ越しに伴う費用」「家具等の購入」も 5 割を超えた。「二重生活下での住宅ローン」「制服・学用品の費用」も 2-3 割におよぶ。以上はいずれも区域外避難でより高い負担と析出された。

一方、区域内避難において高かったのは、「失職」 (49.3%)、「転職等による給与減」(27.4%)など、なりわいを失ったことによる経済的困難である。

住まいについては、民間借上げ仮設住宅終了後の家賃が、12.7%であった。ただし、陳述書が作成された時期は、民間借上げ仮設住宅打ち切り発表の前後にまたがっている。今一度統計をとれば、より高く析出されることであろう。加えて、「二重生活下での住宅ローン」が28.2%(区域外避難では22.0%)にのぼった。なお、民間借上げ住宅を借りずに家賃を払っているケースも1割程度あった。民間借上げ住宅で借りられる物件は低

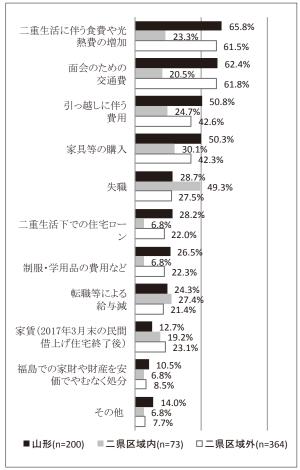


図 45 母子避難に伴う経済的負担

額に抑えられているために、条件があわないケースもあるかもしれない。あるいは避難時期、制度終了後であり、借りられなかったケースがあることも、別途行った質的調査からは見いだされた(前述の新潟県委託調査、2017年度)。

さらに、「福島の実家から米や野菜、果物をもらい」「家計の助けになったが、事故後は放射能の影響が心配で食べられなくなり、食材を買わなければならなくなり、食費が増大した」との記述もあった。有形無形の価値が奪われていったことが示唆される。

4. 事故後の退職の有無とその影響(問38)

図 46,47 は、労働世代を対象に、どのぐらいの対象者が退職を余儀なくされたかを示したものである。山形県では、男性の7割近くが職にとどまる一方、女性は半数以上が退職もしくは失職・転職している。仕事のために父親が福島にとどまり、仕事をもたないか、やめて避難する母親が多いことを意味し、母子避難の多さを裏付けている。2

県を合算した上での区域外避難でも、山形県避難 世帯とほぼ同様の傾向が見て取れる。

一方、区域内では男性 59.4%、女性 70.9% と、離職率が高かった。なりわいを失ったことが、区域内避難の多くの世帯の経済的負担増を招いているという前述と整合する。

それでは退職によりどのような影響がみられたのであろうか。図 48,49によれば、「収入の減少」「失業期間の発生」と言った回答が、高く、とりわけ区域内ではいずれも 5-6 割に及ぶ。被害は金銭的なものにとどまらない。「キャリアの喪失」「仕事のやりがいの喪失」「人間関係の喪失」なども、区域外ではそれぞれ 3 割にのぼる。それまで築き上げてきたものが、崩れ去っていることが確認される。

ただし、二県合算よりも、山形県単独の数値の 方がいずれも低く析出されている。これは、退職 をしていない割合が、新潟よりも山形の方が低く 出ていることにも起因している。背景として、山 形県の避難世帯は区域外避難が大半で、避難元か ら避難先までの移動時間が、新潟より山形の方が 近く、職業の維持が可能であったケースも多かっ たことが挙げられよう。

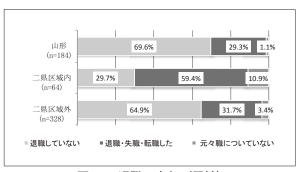


図 46 退職の有無(男性)

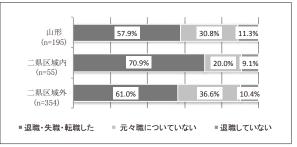


図 47 退職の有無(女性)

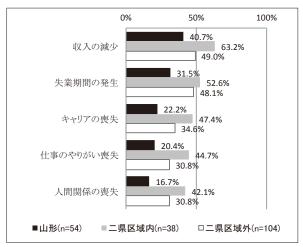


図 48 退職・失職・転職による影響 (男性)

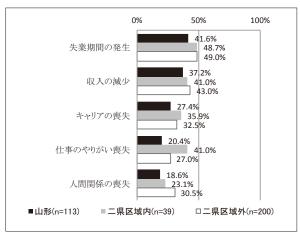


図 49 退職・失職・転職による影響(女性)

5. 夫婦関係の悪化 (問 41)

V.2によれば、「配偶者や家族との仲が悪くなった (一時的なものも含む)」と回答した者が、避難男性は 26.1%、避難女性は 29.4% に及んでいた。 事故及び避難は、夫婦関係にどのような影響を及ぼしたのだろうか。

図50によれば、「口論の多発や関係の希薄化」は30.4%、区域外では31.1%におよんだ。自由記述からは、避難生活が長くなり、意見が食い違うようになった、生活費を送ってもらえない、相談ができない、孤独を感じた、世帯分離により溝が出来た、といった意見がみられた。避難指示がないなかで、避難すべきか否か、金銭的負担にはどうこたえるのか、住まい、なりわいはどのように確保するのか、子育てはどのように行うのか。課題が山積するなかで、夫婦の意見や価値観が合致せず、葛藤が高まっていく様子が窺える。

一方、離婚に至ったケースは、5.4%、区域内

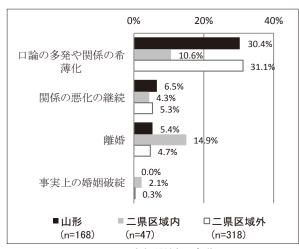


図 50 夫婦関係の変化

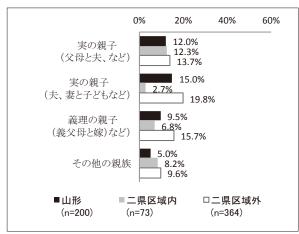


図 51 家族・親戚間の関係変化

では14.9%にのぼった。事実上の婚姻破綻に至ったケースもある。

こうした関係悪化は、「お互いに疲れて口論が多くなった」「夫婦別居状態になったため」といった記述があることから、事故と避難に起因することが確認できる。一方、「追加避難により夫婦関係の悪化を避けることができた」との意見もあった。

6. 避難元における人間関係(問42)

避難生活を続けることの葛藤、苦しみの一環に、 避難元福島での人間関係があることを前述した (V.1)。具体的には、どのような関係悪化がみら れたのであろうか。

図 51 は、家族や親戚間で、「一時的に関係が悪化した」「顕著な関係の悪化の継続」「事実上断絶した」と回答した割合を示したものである。これによれば、祖父母世代と親世代の世代間での葛藤

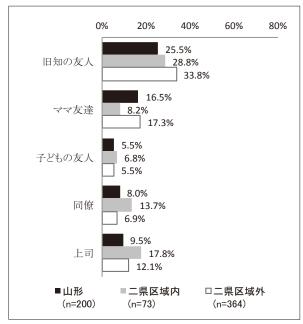


図 52 知人・友人との関係変化

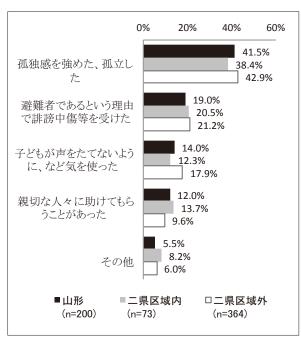


図 53 避難先における人間関係

は12.0%、親世代と子世代の関係悪化は15.0%、 義理の親子では9.5%などとなっている。避難を めぐって意見の対立があったという自由記述も複 数みられた。また、孫と祖母を合わせる機会が少 なくなり、祖母が認知症になったなどの記述も あった。事故や避難は、人間関係に多岐に悪影響 を及ぼしていることが窺える。

次に、家族外との人間関係はどのように変化したのかを、図52によりみていくとしよう。ここでも「一時的に関係が悪化した」「顕著な関係の

悪化の継続」「事実上断絶した」と回答した割合を示した。旧知の友人との悪化は25.5%、ママ友達は、16.5%と、高く析出されている。子どもの友人、ママ友達、同僚、上司と続いている。このうち、子どもの友人との関係変化は、区域内外での差異はほぼみられなかったが、旧知の友人やママ友達は、区域外避難における関係悪化が著しい。他方、同僚や上司については、区域内避難が突出した。

関係悪化の理由として、放射性被ばくリスクや 避難に対する考え方や価値観の相違や、やっかみ、 批判、裏切り者扱いされる、といった記述が多く みられた。また、賠償の差が原因という記述もあっ た。

なお、家族・親戚間の関係では、回答者の概ね 半数が「一時的な関係悪化」を選択したが、友人 や知人との関係では、8-9割が「顕著な関係の悪 化の継続」や「事実上の断絶」を選択した。家族 外になるほど、人間関係の修復が不可能となる ケースが多いといえる。

7. 避難先における人間関係(問 44)

次に、避難先の地域社会における人間関係について見ていくとしよう。

図 53 によれば、避難先において、山形県、区域内外のいずれかを問わず、全体で4割程度の当事者が「孤立感を強めた、孤立した」と回答している。この他、「避難者であるという理由で誹謗中傷を受けた」も約2割を占めた。社会の不理解が蔓延し、区域内外問わず、当事者たちを苦しめている様子が窺える。さらには、「子どもが声を立てないように気をつかった」も区域外避難を中心に2割近くにのぼった。

自由記述では、「子どもが夜泣きした際には夜間に車に乗せて運転をした」「子どもに不利益が及ぶと思い人一倍努力した」「生活習慣の違いに戸惑うも、助けてもらっているために我慢せざるを得なかった」との意見もあった。生活の質を落としつつ、手狭になった民間借上げ仮設住宅に居住する中で、近隣に迷惑が及ばないように、息をひそめて住む避難者たちの様子が窺える。

一方で、親切な人々に助けてもらうことがあったとの意見も、1割程度であるがみられた。「親

切を受けたことが逆に心を痛めた」と複雑な心情も吐露されている記述も一部にあったが、被害を主として記すという陳述書の性格からして、親切に関する数値は、実際より低く析出されている可能性が高いことを付記しておこう。一方であたたかく接して頂いているが、時には「お金をもらっているんでしょう」等と言われ傷つくと言う記述もみられた。不理解が蔓延している様子も窺える。

8. 健康状態の悪化 (問 49)

初期避難のきっかけの 6.5%(区域外避難は 8.5%)は、子どもの健康状況の異変であることは前述した(II.4)。また、本避難のきっかけの 11.5%(区域外避難は 18.4%)が子どもの健康状況の異変、6.5%(区域外避難は 11.3%)が、大人の健康状況にあることは前述した(II.4)。さらに、避難生活に伴い、ストレスによる心身の不調が、男性は 29.7%、女性は 56.5% にのぼっていることも確認した(V.2)。

ここでは、避難世帯の健康悪化について、問49のデータを用いて具体的に把握しておくとしよう。図54「放射能の影響が考えられる症状の発症」では、子どもが9.8%と、成人の倍以上析出された。とりわけ避難時期が相対的に遅い区域外避難の子どもは16.1%と回答率が高く、区域内の2倍以上である。具体的な症状としては、甲状腺に関する記述が15件以上と多く、のう胞が見つかった、大きくなった、腫れがある、甲状腺異常などの記述があった。バセドウ病(甲状腺疾患)、甲状腺亢進症、心臓疾患、腫瘍(がん)もみられた。また初期や本避難前、あるいは帰還後にいたるまで、鼻血が13件含まれていた。

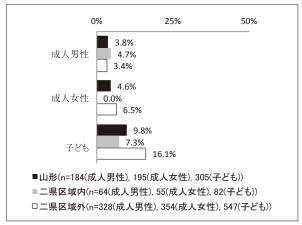


図 54 放射線の影響が考えられる症状の発症

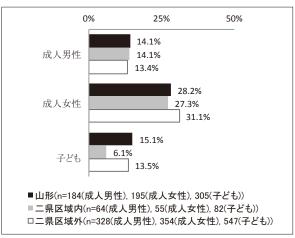


図 55 精神症状の発症

図 55「精神症状の発症」では、概して子どもより大人の方が、回答率が高かった。とりわけ成人女性では 28.2% と、男性 14.1% の 2 倍となった。とりわけ区域外避難の成人女性は 31.1% と高く、強いストレス下におかれたことが窺える。子どもも、山形県で 15.1% であり、区域内より区域外避難の方が高く析出された。具体的な症状としては、うつ症状やうつ病が 13 名と多く、めまい、睡眠障害、呼吸困難、PTSD、ノイローゼ、胃潰瘍、パニック障害、適応障害他、強いストレスのもとで起こりやすい症状が記述されていた。帯状疱疹、頭痛、脱毛症など、身体症状が顕れている者もそれぞれ複数含まれた。

図 56「持病の悪化」は、子ども (0.7%) より成人の方が高く (男性 4.9%、女性 3.6%) 析出された。具体的には、高血圧、糖尿病、潰瘍性大腸炎、尿管結石、ヘルニアの悪化など、複数の病状の悪化が記されていた。

図 57「その他の健康悪化」では、全体で、成 人男性が 33.2%、成人女性が 42.1% と、子ども

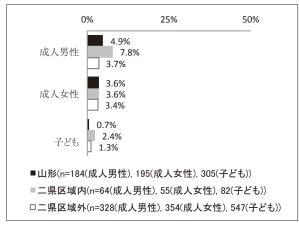


図56 持病の悪化

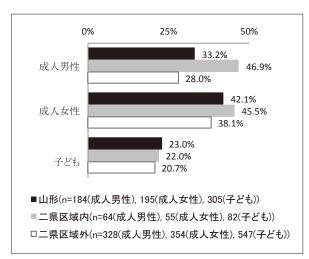


図 57 その他の健康状態の悪化

23.0% といずれも高い回答率となった。

具体的な症状としては、アレルギー、喘息、じんましん、心臓疾患、肺炎、脳梗塞、高血圧、胆のう炎、リンパ腫、メニエール病、他、多種多様な疾患や症状が、記述されていた。風邪を引きやすくなるといった、経験的な感覚もあれば、通院を伴うケースも多い。入退院を繰り返すような深刻なケースもあり、体調を崩し、職場に行けなくなるケースもあった。日常生活もままならないような深刻なケースも少なからずみられた。

9. 小括

本節では、避難生活における苦悩、失ったものについて、データを見てきた。ここで明らかになったことを確認しておこう。

第一に、当事者の多くが、多岐に渡り、強い葛藤や苦しみを多重的に抱えているという点である。なかでも最も割合が高かったのは、経済的負担であった。この分析を、山形県の避難者アンケート調査(平成25年10月、山形県広域支援対策本部避難者支援班)とあわせて把握しておこう。同調査によれば、避難生活の生活費(2013年)として、「10万円未満」が29.2%「15万円未満」25.8%「20万円未満」18.8%「20万円以上」17.4%と回答している。新潟県の別調査(『福島第一原発事故による避難生活に関する総合的調査のポイント』、平成30年3月)では、避難世帯の平均世帯収入は、避難前から後で10.5万円減少しており、貯蓄も殆ど出来ていないことも明らかになった。これらのデータは、避難生活による経

済的損失の重さを示唆している。

区域内避難では、多くがなりわいも生活基盤も 根底から奪われた。着の身着のままから始める暮らしである。しかも、大半は単世帯や少人数世帯 である。精神的損害賠償が一人月10万円あった としても従前の生活レベルの維持は難しいであろう。とりわけ高齢者や単世帯を中心に、経済的な 苦境は免れ得ないであろう。

その点、区域外避難の母子世帯では、父親が仕事を維持しているケースが多い。しかし、二重生活や、行き来による出費は格段に増した。これから教育費等様々な費用が増大するであろうところ、生活を切り詰めても、収入から支出をひくとほぼ何も残らず、貯蓄を取り崩している状況は、どれほど将来心細いことか。経済的苦境の厳しさが窺える。

第二に、人間関係・社会的関係の損失と孤立化の進行である。避難男性や区域内避難女性の多くの避難者が退職を経験しているが、失ったのは収入ばかりではなかった。キャリアの喪失、やりがいの喪失、そして人間関係など、人生の中で積み重ねてきたものを多く失った。人間関係の喪失は、区域内外を問わず、仕事以外にも広範に及ぶ。避難元では、夫婦間、家族間、親戚間、そして旧知の知人や友人との間にいたるまで、関係の悪化や断絶が蔓延している。その理由の大半は、放射能や避難をめぐる考え方や価値観の相違である。一方、避難先では、孤立感を強め、誹謗中傷を受ける。その遠因に社会に蔓延した不理解がひかえている。ここで、人間関係・社会的関係の損失は、避難当事者に限ったことではないことも確認しておこう。

第三に、健康状況の悪化が広く進行中だということである。以上に述べたような経済的苦境、人間関係・社会的関係の損失や孤立化は、強いストレスである。先行きの見えない中で、強いストレスが持続することは、精神症状や、免疫低下による健康悪化につながっていると勘案される。一方、放射能の影響が考えられる症状は、確かに、一般に放射能に脆弱とされる子ども、とりわけ区域外避難者に顕著に多かった。子どもを被ばくさせてしまった後悔の念が高いことを、今一度思い返しておこう。こうした健康状況の変化も、不安やス

トレスの強い要因となり、さらに精神症状を引き起こしている可能性がある。また、持病の悪化より、新規に健康状況の悪化が引き起こされた割合が圧倒的に多かった。すなわち、事故や、放射性被ばくリスクの増大に伴う避難生活なかりせば、本節で明らかにされた幅広い健康被害は、引き起こされることがなかったといえる。

VI. 子どもへの影響

前節までに、子どもを被ばくさせてしまったという後悔の念が半数以上に見られること(Ⅲ.3)、将来の健康影響を回避することを主目的とした避難行動が多いこと(Ⅲ.4)を、確認した。事故後、生活環境や社会関係が激変する中で、子どもの生活や心情にどのような影響が及んだのであろうか。以下に、データを見ていくとしよう。

1. 転校・転園の有無とタイミング(問39、問7)

図 58 に、避難した子どもたちの転校や転園の 状況についてまとめた。200 世帯のべ305 名の子 ども(問7により、発災時の高校生以下の子ども の人数を確認)のうち転園や転校があったのは全 体の約5割で、小学校が36.1%、幼稚園や保育園 が9.5%。中高生はあわせて5.9%であった。

この全体傾向は、区域内外でさほど変わらない。 ただし、区域内避難では中高生合わせて 17.1% に及び、逆に区域外避難では 5.6% と半分以下で あった。区域外避難では、学年が上になればなる ほど、避難が難しくなっていると推測される。一 方、区域内では、何れにしても避難する以外の選 択肢がない。そのため、区域内の中高生の転校率 (あわせて 17.1%) が区域外(あわせて 5.6%)よ り比較的高く析出されたと推測できる。

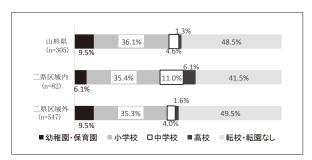


図 58 転校転園の有無

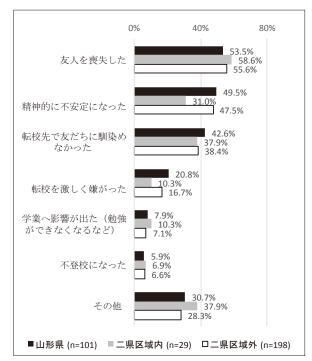


図 59 転校に伴う子どもへの影響

2. 転校に伴う影響(問40)

それでは、転校に伴って、子どもたちにはどのような影響がみられたのであろうか。最も多かったのは「友人を喪失した」で、半数を超えた。「精神的に不安定になった」も半数近く、「転校先で友達に馴染めなかった」という回答も4割に及ぶなど、葛藤が高いことが窺える。このうち、「友人を喪失した」、といった友人関係の悩みは、区域内の方がやや高い。区域内の方が中高生の避難が多かったことを踏まえるならば、学年があがるほど、友人喪失による苦痛が大きいことが窺える。

さらには、「学業へ影響が出た」「不登校になった」といったケースも一部にみられ、避難が学校 生活に深刻な影を落としていることが窺える。

自由記述において、深刻ないじめや差別にあったとする記載が少なからずされていた。それ故、体調をこわしたケースも複数件みられた。原発避難いじめの深刻さが慮れる。このほか、「カリキュラムの進度の差から勉強への意欲を失った」「希望していたのと違う進路に進まざるをえなかった」「方言がわからず困った」スポーツ「チームを退団せざるをえなかった」などなど、様々な困難があったことがわかる。

3. 健康影響(問 49)

前節 V.8 において、健康状態の悪化が広範に みられることを確認した。図 60 は、その中から 子どもに関わる部分を抽出し、さらに事故時の居 住地域別に、割合を算出したものである。

放射能の影響が考えられる症状の発症では、全体では 9.8% と、大人の 2 倍高く析出されたが (V.8)、その内訳は、元居住地域により差異がみられた。区域内避難では 7.3% であったのに対し、避難時期がやや遅かった区域外の浜通り、県中・県南では約 2 倍と析出された。さらに、避難時期が最も遅い県北では、15.4% であった。最初に避難した時期(地域別)については、II.3 を参照されたい。

精神症状についても、全体では15.1%であるところ、区域内は6.1%であり、やはり区域外避難の方が高く析出された。一方、その他の健康状態については、概ね2割を超え、区域内外での差は見いだされなかった。

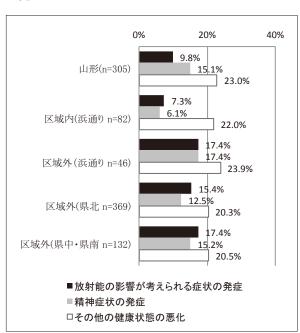


図 60 子どもの健康状況の悪化×地域別

4. 社会的関係の喪失(問50)

避難は、学校生活、健康状況の悪化に加え、子どもたちの社会的関係にも広範な影響を及ぼした。図61によれば、「父子関係の希薄化」が5割を超えた。父親は時々来る人という位置付けになったという世帯もあれば、毎回父親が帰るとき

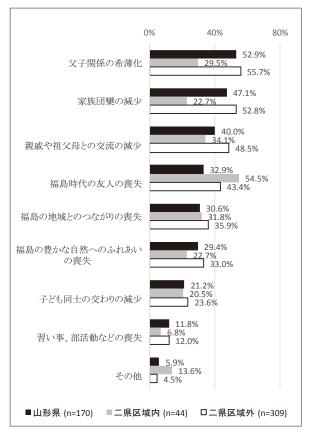


図 61 避難による子どもへの影響

に泣いていたという記述もある。事故と避難が家庭というミクロな空間に多大な影を落としていることがわかる。付随して、「家族団欒の減少」も47.1%の家庭でみられた。区域外避難の方が概ね高い割合であったからことからして、母子避難による孤立化が、子どもの社会的関係にも影響を及ぼしていることが確認できる。

この他にも、「親戚や祖父母との交流の減少」、「福島時代の友人の喪失」、「地域との繋がりの喪失」なども、いずれも3-4割に登る。福島の地域とのつながり、豊かな自然へのふれあい、子ども同士の交わりの減少もみられ、子どもが、生まれ育った環境から多重に引き離されている様子が窺えた。さらには、習い事、部活動などを喪失したとする回答も1割程度みられた。概して、子どもたちは、多様な社会的関係を喪失したことが明らかである。

5. 子どもに生じた具体的事象 (問 51)

図 62 によれば、以上にみたような子どもの環境変化の帰結として、「避難後、子どもの体調や様子に変化があった」と回答した子育て世帯は、

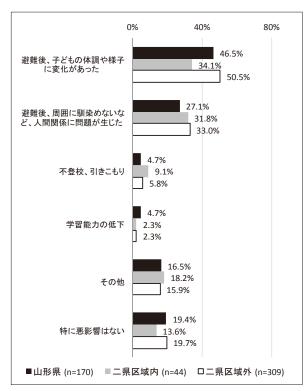


図 62 子どもに生じた具体的事象

半数近くに及んでいる。付随して「周囲に馴染めないなど人間関係に問題が生じた」ケースも27.1%にのぼり、中高生避難が比較的に多い区域内避難で、高い割合となった。不登校、引きこもりと言ったケースも4.7%ほどあった。

自由記述で目を引いたのは、腹痛、頭痛、ストレス性の障害、癇癪、情緒不安定、チック症状、赤ちゃんがえりなどの症状である。その背景に、「放射能がうつる」と言われたなどのいじめ、「自分たちの健康や将来に不安を持つようになった」という不安などが控えている。

6. 小括

本節では、避難生活による子どもへの影響について、データを見てきた。ここで明らかになったことを、以下に確認しておこう。

第一に、児童福祉が大幅に損なわれている点である。避難により転校を経験した少なからぬ子どもたちが、学校生活に馴染めずに疎外感にさいなまれている。いじめも起きていることは、データより明らかである。学校生活だけではなく、祖父母や親戚、地域社会、友人などから習い事に至るまで、幅広い社会的関係が損なわれ、孤立化に拍車をかけている。

第二に、事故や避難生活の帰結として、健康異変を含む異変が広範に起きている。子どもの健康状況の異変は、約1割の世帯において、本避難のきっかけとなっていた(Ⅲ.4)。一方、避難生活中に、ストレス等が原因で健康影響が顕れたケースもあろう。因果関係の特定はなくとも、事故を契機として、避難生活中の子どもたちに広範な異変が生じていることには格段の注意を払うべきである。

第三に、調査や支援の不十分性である。本調査により、子どもたちの深刻な状況の一端が明らかにされた。しかし、ここで断りおきたいのは、本調査で明らかにされるのは、氷山の一角に過ぎないかもしれないことである。たとえば、本データでは、学習能力の低下等について回答はなかったが、筆者らが別途行った質的調査では、複数の世帯において、深刻な問題として受け止められていた。そもそも、既存の様々な調査の殆どは、大人を対象としている。子どもの生の声は、調査にも支援にも届きにくい。今後より丁寧な調査が必要であることを最後に指摘しておきたい。

VII. 帰還をめぐる考え方

避難は、区域内外を問わず、多様な苦しみに満ちていることをこれまでに確認した。それでは、避難をやめて帰還をすべきではないかという意見もあろう。実際、避難により失うものが多いとして避難を選択しなかった世帯は数多い。しかしながら、先行研究は、福島県中通りに在住する親子にとっても、放射線被曝リスクの高まりが、複合的なストレスとして作用し、生活全体へ深い闇と影響を及ぼしていることを明らかにしている(成元哲、2015)。すなわち、避難してもしなくても、多大な不安とストレスと生活被害がもたらされている。ところが、現実には、政府は帰還政策を推し進めている。結果として、避難当事者たちは、有形無形の様々な福島への帰還圧力にさらされている。

本節では帰還をめぐる状況と考え方について、 データを確認していこう。

1. 陳述書作成時点における帰還の有無と帰還時 期(問 54)

図 63 に、陳述書作成時点における帰還の有無と帰還時期を示した。山形県では陳述書作成時点で、44.5%が帰還している。新潟では 24.9% であったのに比べれば、山形県での帰還率は高いことを指摘しておきたい。なお、2 県合同では避難指示が続いている地域も含まれる区域内の方が、帰還率が低く析出された。

図64に具体的な帰還時期と世帯数を示した。 2013、14年度が最も多く、時がたつほど減少し てきていることがわかる。

では、どのような対象者が帰還しているのだろうか。図65によれば、山形県に避難したなかでは、県北出身の世帯が約半数近く帰還しており、最も帰還率が高い。また県中・県南出身世帯も3割強が帰還している。一方で、浜通りは低くなっている。

一方、図 66 からは、どの居住形態であっても、山形県における帰還率は高いことがわかる。中でも最も高いのは、持ち家がある世帯であり、36%を計上した。子育て中の核家族世帯には、新居を構えたばかりでローン返済が多数年残っているケースが多く、家賃の二重払いが福島への帰還の促進要因となっている可能性がある。一方、賃貸

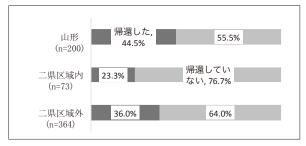


図 63 陳述書作成時点の帰還の有無

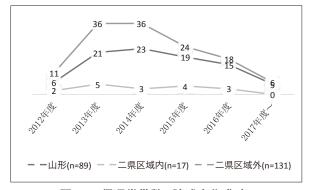


図 64 帰還世帯数 (陳述書作成時)

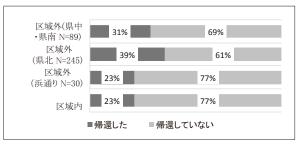


図 65 帰還率×居住地域

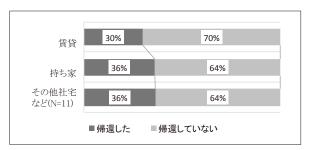


図 66 帰還率×居住形態

住宅の帰還率がやや低い傾向が読み取れるのは、 ローン等がなく、住居の代替可能性が有るからと 推測される。しかしそれでも、賃貸住まいであっ た山形への避難者の3割が帰還をしている。

2. 帰還した理由(問 55)

図 67 は、帰還した対象者に限定して、帰還理由について尋ねたものである。最も高いのは「経済的負担」(56.2%)であり、「家族分離にこれ以上耐えられない」(43.8%)も高く析出された。この二項目の、山形県もしくは2県合算の区域外避難による回答は、区域内避難のおよそ3-7倍と高い。区域外避難世帯が経済的にも心理的にも追い込まれている状況が、重ねて確認される。母子避難特有の雪道での往復による肉体的負担も、4分の1を超える回答があった。

一方、区域内避難において最も高かったのは、「学校などの節目」(41.2%)と「仕事の都合」(41.2%)であり、「親族の都合」(29.4%)が続いた。帰還は、年度末などの節目において進んだことがわかる。

なお「民間借上げ仮設住宅の支援の打切り」は 2割程度であった。陳述書作成時期には、同制度 打切りが決まっていない当事者世帯もいた。同制 度打切りは、避難世帯の経済的困窮に拍車をかけ ることになる。今後、さらに強い帰還理由になる 可能性がある。

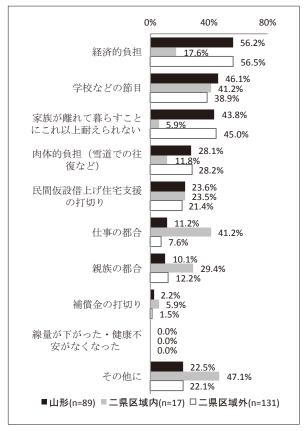


図67 帰還した理由

このほか、自由記述では、「子供の情緒不安定」、 祖父母の「介護」や「看病」、子どもの病気の治療、別居している夫の食生活の乱れなども、帰還 理由としてあげられていた。行政から「週末避難 者は借り上げ住宅に入居できないとの通知があった」との記述もあった。

3. (未帰還者に対して) 帰還していない理由 (問 56)

図 68 は、帰還していない対象者に限定して、 帰還しない理由について尋ねたものである。最も 多かったのは、「放射線量・健康不安」で、全体 で7割を超えた。とりわけ区域外避難では9割を 超えた。その他の理由は何れも3割以下であるこ とをふまえれば、突出して高いことが確認できる。 区域内でも7割を超えていることは、全体で不安 レベルが極めて高いことがわかる。

その他の理由については、「子どもの学校」 (21.6%)、「避難先での生活の慣れ、安定」(11.7%)、 「帰還することへの不安(いじめの不安等)」 (10.8%)と続く。「引越をする困難」も 3.6%(区域外避難では 14.2%)であり、生活に余裕がない

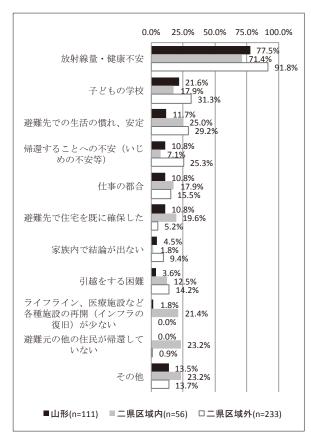


図 68 帰還しない理由

様子が偲ばれる。

一方、区域内避難において目立ったのは、「避難元の他の住民が帰還していない (23.2%)、「ライフライン、医療施設など各種施設の再開」 (21.4%) であり、居住環境の整備を理由とする割合が高くみられた。また、区域内避難では、「避難先で住宅を既に確保した」割合も19.6%に及んだ。時の流れの中で、避難先での生活基盤が安定してきていることも、帰還しない理由として浮上してきていることがわかる。

4. (未帰還者に対して) 帰還できる線量 (問 57)

図 69 は、放射線量を懸念して帰還しない世帯を対象に、帰還できる線量について尋ねたものである。実は大半の対象者は、具体的な線量についての記述を、陳述書に含めていない。しかし、まだ高いと感じているとの回答が全体で8割を超えた。また約 15% が「事故前のレベル」を求めている。その割合は、区域内避難の方が高かった。1ミリシーベルトとの回答は、全体で1.3%にとどまった。5ミリシーベルト、20ミリシーベルトも選択肢に含めたが、区域内外を問わず回答数は

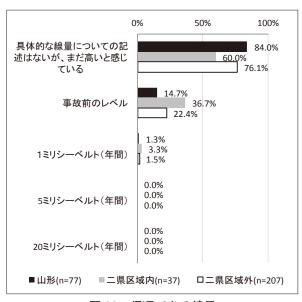


図 69 帰還できる線量

ゼロであった。政府が目安とする避難指示解除レベル 20 ミリシーベルトは、当事者の認識から乖離していることが明らかになった。

5. 帰還をめぐっての夫婦間・家族間の意見の食い違い (問 58)

図70は、帰還をめぐって、夫婦間・家族間で 軋轢や意見の食い違いが有るかを尋ねたものであ る。山形では54.0%の世帯が軋轢があると回答 した。区域内(41.1%)に比べれば、区域外の方が、 意見の食い違いや葛藤が高いという結果になっ た。

それでは、どのような点において、軋轢や、意見の食い違いがあったのであろうか。図71によれば、「放射能の危険について」が30.6%と最も高い。続いて「経済的負担」が20.4%、「子どもの学校」が16.7%と続いている。いずれの項目でも区域外避難の該当者の回答率が高く、区域内避難の回答率の2-3倍と析出されている。その他「引越をする困難」「仕事の問題」「世間体」「親族等からの反対」も回答され、何れも区域外では15-20% 見られた。

意見が一致をみない区域外避難世帯では、放射性被ばくリスク、経済的負担から、周りとの関係、学校、仕事にいたるまで、多岐に渡り、激しい葛藤が生じている可能性を示唆している。

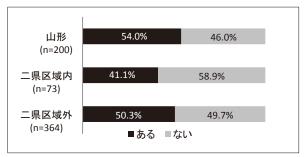


図70 帰還をめぐる夫婦・家族間での軋轢の有無

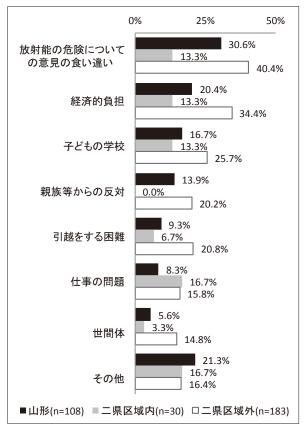


図 71 帰還をめぐる夫婦・家族間での軋轢の内容

6. 帰還後の不安・懸念 (問 60)

それでは、帰還をした場合に、どのような不安や懸念があるのかを、図72に見ていくとしよう。 突出して高いのは、「子どもへの健康影響」で7割を超えた。子育て世帯の割合が山形県・区域外では9割弱、区域内では56%であることをふまえるならば(I.3)、子育て世帯の大多数が、子どもへの影響を心配していることがわかる。ついで「放射能レベル」も6割以上であった。その他には、「周囲との意見の相違」は22.0%(区域外避難は33.5%)、「不安を話せないこと」が15.0%(区域外避難は23.9%)、と続いている。なお山形県では、避難先で安定した生活を手放す不

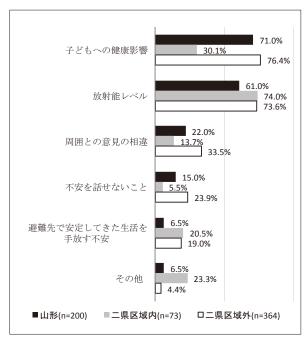


図72 帰還後の不安・懸念

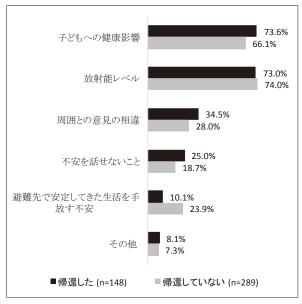


図 73 帰還後の不安・懸念×帰還の有無

安が6.5%と低かったが、帰還率が山形より低い 新潟県では、不安がむしろ高かったこともあり、 2県合同では区域内外問わず2割にのぼった。

図73は、帰還後の不安や懸念について、帰還した世帯と帰還していない世帯を比較したものである。子どもへの健康影響、放射能レベルについては、驚くほど差異が出なかった。「避難先で安定してきた生活を手放す不安」のみ、帰還していない世帯の方が高く析出された。以上から、帰還してもしなくても、ほぼ同様の不安や懸念を抱え、また帰還後も不安が解消されていないことが明ら

かになった。

7. 事故後のふるさとの変化 (問 62)

最後に、避難当事者たちが、事故後のふるさとの変化について、どのような印象を抱いているのかを確認しておこう。図74によれば、「人間関係の希薄化」の割合がほぼ半数と最も多かった。区域内外でも、回答割合は、ほぼ変わらない。避難世帯の葛藤で、ふるさとを失ったことへの葛藤や悲しみが、区域内外を問わず、4割を超えていたことは、すでに確認した通りであるが(V.1)、事故及び避難が、社会的関係に不可逆的な被害を及ぼしたことが改めて確認される。

一方、区域内避難に顕著に高かった項目に、「病院、学校の閉鎖」(17.8%)、「商店街の閉鎖」(15.1%)があった。避難指示があった地域だからこその、インフラに関する深刻な問題があることが、ここでも確認できる。さらに自由記述で目立ったのは、田んぼや畑が荒れ放題になったこと、住居が廃墟のようになってしまったこと、環境の悪化、などであった。避難指示が解除されても、居住できる条件は大幅に損なわれていることが読み取れる。人が戻って来ずコミュニティが崩壊した、という指摘もみられた。

一方、区域外では、原発作業従事者など、多くの人が流入したことなどによる、治安の悪化が多く挙げられた。このほかに、フレコンバックが積

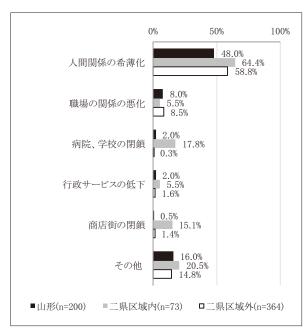


図74 事故後のふるさとの変化

まれている、生活圏内に線量が高い場所が有る、外で子どもを遊ばせられない、きのこ採り等もできなくなったという意見もあった。そうした多様な被害について、あきらめの風潮が強い、自分の考えを言うことが出来ない、話せない雰囲気が強くなっているという記述もあった。「いつも何かもやもやとした不安が続いている」「放射能に対する意識が低い」「安心安全という空気に違和感を感じる、線量が高い現実を忘れてはならない」といった意見もみられた。また、「嫌味」を言われ「不快感を味わった」「避難したことへの罪悪感を感じた」「どのような目で見られるか気になるようになった」などの阻害が出ていることも明らかになった。

いずれにせよ、事故後のふるさとは、事故前とは全く変わってしまったことが多数指摘されている。帰還しても、もはや「事故前のふるさとではない」「元の生活は戻って来ない」ことが明らかにされている。

8. 小括

本節では、帰還について、データを見てきた。ここで明らかになったことを確認しておこう。

第一に、帰還している世帯が、半数近く存在している。帰還の理由は、放射性被ばくリスクの不安が払拭されたからではない。圧倒的に大きな要因は、経済的苦境であった。とりわけ、核家族の持ち家層の帰還率が高いことから、ローンの存在がさらなる経済的圧迫要因となっていると推測される。これ以上の家族分離に絶えられないという声もあった。経済的苦境、人間関係の葛藤のなかで、苦渋の選択として、帰還が選択されている様子が、本データより浮かび上がってきている。

第二に、依然として、半数以上は、帰還をしていないか、できないことである。最大の懸念事項の一つは、放射性被ばくリスクである。現行では、政府は、20ミリシーベルトを基準に、避難解除を進め、帰還を促進させてきた。しかし、20ミリどころか、5ミリも許容できると答えた世帯はいなかった。ほとんどの世帯がまだ放射能レベルは高いと感じている。帰還をする世帯がある一方で、IV.7に示したように、母子避難の夫が追加避難するようなケースも存在している。無論、被

ばくリスクの懸念だけが、帰還を躊躇する理由ではない。避難先で生活にも慣れてきている。子どもの学校や、仕事の都合他、避難先でつながりはじめた人的・社会的関係がある。その関係を今一度断ち切る難しさ、また引越をする困難などもある。

さらには、帰還後、放射能レベルや子どもへの 健康影響に加えて、ふるさとの変化が深刻に捉え られている。すなわち、事故後のふるさとは、事 故前とは全く変わってしまったことである。区域 内避難では、田んぼや畑が荒れ放題で、住居が廃 墟のようになってしまった、治安が悪化したなど、 避難指示が解除されても、工事の人は増えても住 民やとりわけ子育て世帯は戻って来ないなど、以 前と同じように居住できる条件が大幅に損なわれ ている。区域外でも、治安の悪化、生活圏内に線 量が高い場所が有る、外で子どもを遊ばせられな い、など、やはり変化がみられる。

しかし何より大きな変化は、人間関係である。 事故後、避難元での人間関係は、家族や親戚、知 人友人に至るまで広範に悪化したことを既述し た。損なわれた人間関係の中で、周囲との意見の 相違、不安を話せないことなど、悩みは多岐に渡 り深い。実は、避難しない場合でも、人間関係・ 社会的関係が大幅に損なわれていることは、前述 の先行研究(『終わらない被災の時間』他)等に より明らかにされている。事故後のふるさとは、 事故前とは全く異質なものへと変わった。帰還し てもしなくても、もはや「元の生活は戻って来な い」と、避難世帯は認識している。以上の絡み合っ た理由から、どの選択をしても、不安や葛藤を抱 えた状態は続いていることが明らかになった。ま た半数が、帰還しない、もしくはできない状態に ある背景も、本節のデータより読み取れるのであ る。

VIII. 賠償や支援へのアクセス

前節までに、本訴訟の当事者世帯が、福島第一原発事故以降、避難生活を送る中で、住居、なりわい、人間関係、健康悪化、子どもへの影響を含めて、様々な困難や苦悩に直面してきたことが明らかになった。こうした多重被害に対して、賠償や補償、支援へのアクセスはどのような状況に有

るのであろうか。以下にデータを見ていくとしよ う。

1. 直接請求による東京電力からの賠償(問63)

図75は、こうした精神的損害賠償中心とする 賠償直接請求を、東京電力に対して行ったかど うかを示したものである。「請求したことがあ る」と回答した避難者の割合は、山形では半数で あった。区域内避難では76.7%、区域外避難では 63.7%と、13%ほど区域外避難の割合が低くなっている。

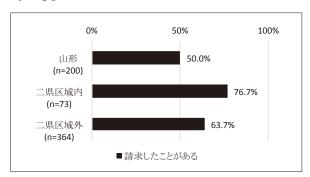


図 75 東京電力への直接賠償請求の有無

2. ADR での和解仲介申し立て(問 64)

図76は、ADRでの和解仲介申し立てを行ったかどうかの割合を示している。全体では75.5%が申し立てを行っていた。ただし、区域内避難では50.7%と半数を下回る一方、区域外避難では75%、4分の3が申し立てをしたことになる。

区域内外で差がみられた背景に、東京電力への 直接請求における賠償基準額に大差があり、区域 外避難の困窮度が高いという背景がひかえていよ う。

しかしながら、区域外避難の ADR 申請割合は、 他都県と比べると、山形県では突出して高い可能 性がある。図 77 に、県別、ADR 申し立て数を示

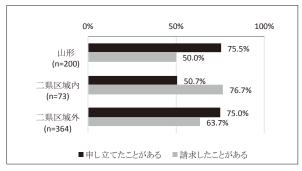


図 76 ADR 申し立ての有無

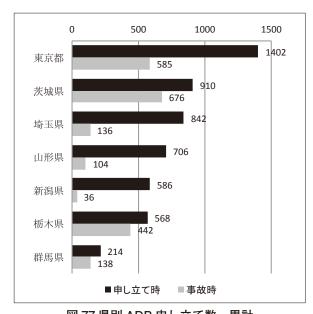


図 77 県別 ADR 申し立て数 累計

* 平成 23-29 年度 原子力損害賠償紛争解決センター 活動状況報告書より計算

した。『平成 23-29 年度 原子力損害賠償紛争解決 センター活動状況報告書』より計算したものであ る。このうち、「事故時」の件数と、「申し立て時」 の件数の"差"に注目されたい。「事故時」は居 住しておらず「申し立て時」に居住しているとい うことは、すなわち避難世帯であることを示唆す る。埼玉県、山形県、新潟県は、この"差"が多 いため、避難者による申し立てが多いと考えられ る。これに対し、栃木県や群馬県、茨城県は、そ れぞれ避難者数が多いにも関わらず、"差"が少 ない。以上からすれば、県によって ADR の申し 立て状況が大きく異なるのである。筆者らによる 別件調査では、北関東では、区域外避難世帯は東 京電力への直接請求や ADR 申立てを諦める比率 が高かった(匂坂・阪本, 2015)、(髙橋, 2016)。 このことをふまえれば、区域外避難世帯が9割を 占める山形県での、ADR 申請率の高さは特筆に 値しよう。

3. 賠償制度への認識(問65)

以上にみたように、半数の避難世帯が東京電力への直接請求を、概ね4分の3の避難世帯がADR申し立てを行っていた。それでは、避難世帯は中間指針による賠償基準や、ADRの賠償額を避難世帯は、どのように評価したのであろうか。図78によれば、十分であると回答した避難世帯

はなく、山形県では54.0%が全く不十分である と回答した。全体に十分な賠償とは受け止められ ていない傾向が見てとれる。

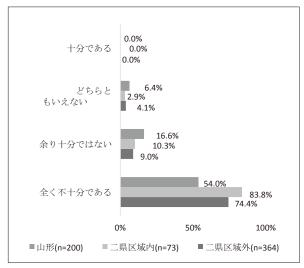


図 78 賠償額についての認識

4. 対象別への思い比較(「強い不満がある」のみ 抽出)(問 69~74)

図79では、東電や国、自治体などの対象別に、 不満の度合いについて"強い不満"と回答した割 合を示したものである。

その結果、「東電」に対しては、84.0%と極めて高い不満が認められた。区域内外でも差異は認められない。続く「国」に対しても「強い不満が

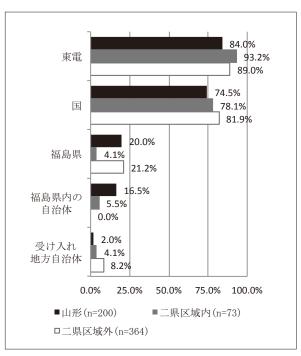


図 79 強い不満:対象別比較

ある」との回答者は7割を超え、こちらも区域内 外でもほぼ差がなかった。

これに対し、「東電」や「国」に比べれば、「福島県」「福島県内の自治体(市町村)」「受け入れ地方自治体(県・市町村)」についての不満は、いずれも1-2割と大幅に低く留まった。とりわけ、受入れ地方自治体(山形県)は、最も低くわずか2.0%に留まった。

以上から、東電や国に対する不満や不信は、突 出して高いことが改めて確認された。

5. 政府施策に対する不満・不信(問 68)

それでは、避難者たちは、どのような施策について、不満や不信を持ったのであろうか。選択肢から、全体で10%を超える回答があったものを、図80に示した。

最も高く析出されたのが、「原発事故に関する情報公開」で、山形県では45.5%、区域内外を問わず半数近くに及んだ。情報公開の不十分性は、まず事故直後事故について具体的な記述が散見される。すなわち、「情報が遅く、線量の多い地域に避難してしまった」、「原発が爆発した時、外にいてはいけないと防災無線等を活用し県民に知らせてもらえれば、大量の放射能を浴びなくて済んだのに」、など初期被ばくを避けられなかったこ

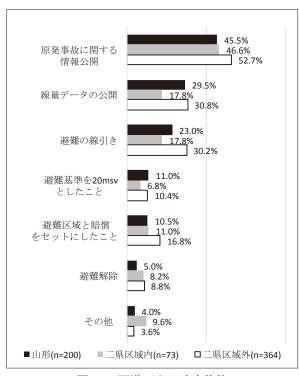


図80 不満がある政府施策

とへの悔恨や不満が複数吐露されている。事故後の対処についても、「政府は東電任せの責任逃れ」、「もと通りの生活を実現するための政策」「原発神話」を、そのまま被災者が暮らしているのに、安穏と暮らしていることが許せない、といった意見もあった。

続いて「線量データの公開」「避難の線引き」が続いた。これらでは、二県合算の区域外避難において3割を超え、高く析出されたが、区域内からも17.8%と疑問が呈されていることは確認しておきたい。また「避難区域と賠償をセットにしたこと」も、全体で1割を超え、やはり区域外避難の割合がやや高い。

自由記述には、除染範囲が縮小されていること、 事故情報や危険性が伝えられなかったこと、安全 をアピールするためにヨウ素剤を配布しなかった こと、放射能汚染の基準値を上げた食品を流通さ せたことなど、幅広い不信がみられた。こうした 情報非開示は、初期被ばくにつながり、多くの避 難世帯が、これ以上の追加被ばくを受けたくない と考え、避難を続行する要因の一つにもなってい る。さらに、実情をみないで賠償打切りを勝手に 決めないでほしい、紋切り型でなく寄り添って、 といった意見もみられた。

6. 公的な除染の有無と満足度(問 66,67)

政府は、帰還政策とあわせて、除染を進めている。図81に、自宅及び周辺での除染の有無について、まとめた。これによれば、区域内外を問わず、約1割の世帯で、自宅の除染を経験している。このほか、学校、公園等でも除染が有る世帯が数パーセント存在する。

図82は、自宅周辺で1カ所以上の公的除染を経験している世帯を対象に、満足度を確認したものである。多少またはある程度満足と回答した世帯は、区域内外を問わず概ね1割にも満たないが、「全く満足していない」との回答が全体で8割を占めた。「汚染土が自宅の庭に有り、不安」とする記述が数件みられた。概して、公的除染へのアクセスは限られており、また満足度も著しく低いことが明らかになった。「学校周辺や通学路を除染しても、雨が振り、山からの汚染水が流れてくるとまた汚染される」、「意味がない」、「除染範囲

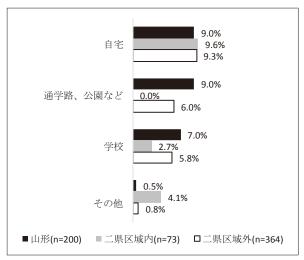


図81 公的な除染箇所

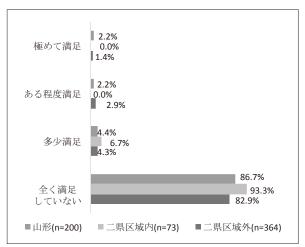


図82 除染への満足度

が縮小された」といった、現場からの声が自由記述には書かれていた。

7. 小括

本節では賠償や支援に関するデータを見てきた。ここで明らかになったことを確認しておこう。

第一に、東電や国への不満・不信感を抱く避難 世帯は、8割前後と極めて高く析出されたことで ある。福島県や市町村、あるいは避難先の山形県 への不満は、いずれも2割以下に留まっているこ とと比べれば、東電や国への不満・不信度の高さ は突出している。

不満を形成する一角に、賠償の在り方や賠償額がある。避難世帯の半数は、東京電力への直接賠償の請求を、4分の3がADRへの申し立てを行っている。その7割が、賠償額への不満を示している。その背景に、賠償や支援の偏在が控えてい

る。新潟県の避難者調査(『福島第一原発事故による避難生活に関する総合的調査のポイント』平成30年3月)によれば、「個人への精神的損害賠償の基準額は、帰還困難区域は1,450万円、居住制限区域と避難指示解除準備区域は850万円」であった。その一方、「避難指示区域外からの避難者に対して、子どもと妊婦は72万円、それ以外の大人は12万円」であった。このような歴然とした差が、区域外避難世帯の経済的困難と政府への不信・不満をさらに増幅させ、ADR、裁判への参加の動機につながっている。

こうした賠償のあり方以上に、何よりも高く析 出された不満は、情報公開についてである。およ そ半数と、高い割合で不信が示された。初期被ば くが避けられなかったことへの強い後悔の念は、 とりわけ子育て世帯で高く、避難とその継続の強 い動機となった。ヨウ素剤の配布、事故関連の情 報開示などがあれば、初期被ばくは相当避けられ たのではないかという忸怩たる思いが、背景にひ かえている。

第三に、政府が2016年度までに2兆6000万円と力を入れる除染についてである。区域内外を問わず、近隣でアクセスがあるのはデータ上では1割強にとどまり、大半は公的除染を経験していないことが明らかになった。また除染の効果に対する満足度は、「全く満足していない」が4分の3を超え、極めて低く留まった。

第四に、以上から、帰還促進のための除染策に は大量の予算がつぎ込まれる一方、生活再建につ ながる支援や賠償は低く留まるという構図も見え てきた。避難者ニーズにそぐわない政策の在り方 も、東電や国への高い不信につながっている。さ らに、避難解除と精神的損害賠償の打切りが続い ている。区域外避難世帯にとっては命綱であった 民間借上げ仮設住宅制度も打切られた。しかし、 前節までに見たように、避難生活の葛藤が極めて 高いなかでも、帰還には不承服である世帯が大半 である。支援や賠償の打切りが、避難世帯におけ る経済的圧迫を、さらに増幅させるだろう。その 結果、人間関係や社会関係、そして健康状況の悪 化といった悪循環が、さらに加速する虞れが有 る。実際に、将来への不安と孤独感にさいなまれ た母子避難の母親が、自死するという悲劇が起き

ている(青木,2018)。震災関連死が福島県において顕著に多いことに格段の注意を払う必要が有る。避難世帯の生活再建が、ますます遠のき、人道上の危機と言ってよい事態が差し迫っていることが、深く懸念される。

謝辞

本研究の一部は、科学研究費補助金(基盤研究 C, No. 15K11928「広域災害支援におけるフロネ シスの継承に関する学際的研究~新潟県を事例と して」) によった。

本研究のデータ収集に関して、サンプル提供や、 入力に協力頂いた山形弁護団の弁護士の方々、とりわけ、安部敏氏、及川善大氏に感謝する。同様に、新潟弁護団の弁護士の方々、とりわけ近藤明彦氏、遠藤達雄氏、二宮淳悟氏に感謝する。本稿のデータ整理について、研究支援者の内田啓子による協力に感謝する。

参照文献

- 青木美希(2018)『地図から消される街—3.11 語の「言ってはいけない真実」』講談社現 代新書,第6章.
- 黒川祥子 (2017)『「心の除染」という虚構』 集 英社インターナショナル.
- 匂坂宏枝、阪本公美子(2015)「栃木県における避難者の損害賠償の現状」『宇都宮大学 国際学部付属多文化公共圏センター年報』7, 39-42 頁.
- 高橋若菜、清水奈名子、阪本公美子、小池由佳、 関礼子、高木竜輔、藤川賢(2018)『2017 年 度新潟県委託 福島第一原発事故による避難 生活に関するテーマ別調査業務調査研究報 告書—子育て世帯の避難生活に関する量的 質的調査』: http://www.pref.niigata.lg.jp/shi nsaifukkoushien/1356877762498.html 2018 年5月15日閲覧.
- 高橋若菜・小池由佳(2019)「原発避難生活史: 山形編(1)事故から本避難に至る道―原 発避難者訴訟の陳述書をもととした量的 考察」『宇都宮大学国際学部研究論集』48, 59-80 頁.
- 髙橋若菜(2016)「原発広域避難者の実情の量 的考察:福島隣接5県における広域避難者

アンケート調査を題材として」『環境と公 害』45(3),54-60頁.

- 成元哲編(2015)『終わらない被災の時間 原 発事故が福島県中通りの親子に与える影 響』石風社.
- 新潟県(2018)『避難生活に関する総合的 調査報告書』[http://www.pref.niigata. lg.jp/HTML_Article/939/160/siryou2-1_ houkokusyo_20180127_454392.pdf] 2018 年 5月15日閲覧。
- 除本理史(2018)「ふるさとの喪失」被害とその回復措置」吉村良一·下山憲治·大坂恵理・除本理史編『原発事故被害回復の方と政策』 日本評論社、88-97 頁.

Life History of Nuclear Evacuees in Yamagata (2) From Accident to Evacuation

Quantitative Analysis of the Statements of Plaintiffs from 200 Households in the Fukushima Nuclear Accident Compensation Case in Yamagata

TAKAHASHI Wakana and KOIKE Yuka

Abstract

This paper presents the first half of a 7-year life history of nuclear evacuees, based on a quantitative analysis of the statements of plaintiffs from 200 households in the Fukushima nuclear accident compensation case in Yamagata Prefecture of Japan.

The evacuees from inside evacuation zones were comprehensively forced to lose their livelihoods, food, clothing and housing from the beginning. Many of them had no place to return to and had to change their place of residence several times. Families and communities were fragmented and most evacuees suffered from isolation. Their stories detailed horrific suffering and ongoing hardship.

On the other hand, many of the evacuees from outside evacuation zones returned home due to the resumption of schools and workplaces. However, living in an extraordinary environment was a hardship for them, in particular for families with infants and children. Some children suffered from abnormal health conditions. Many parents expressed regret for allowing their children to be exposed to radiation and feared adverse effects in the future. Most gathered information and about half of them measured radiation levels by themselves. They carefully considered measures to eliminate radiation risk. Re-evacuation occurred as a rational choice for individuals. At the same time, it was a bitter decision which required various self-sacrifices, such as an increased economic burden, loss of work or household separation, loss of human relations and social relations, mostly caused by recognition gaps over radiation risks and evacuation. More than 60% of them decided to live apart; mothers with infants and children evacuated, while husbands remained in Fukushima due to work and commuted to their family over weekends driving several hours. During this process, many doubted that the government had properly provided them with information, support or compensation. Eventually, many came to distrust not only the TEPCO but also the government.

(2019年11月1日受理)